

秘密情報等を取り扱う特約について、
早めに便利な保全手続（常続の秘密保護契約）に移行しましょう。

～ 新手續のメリットと手順の紹介 ～

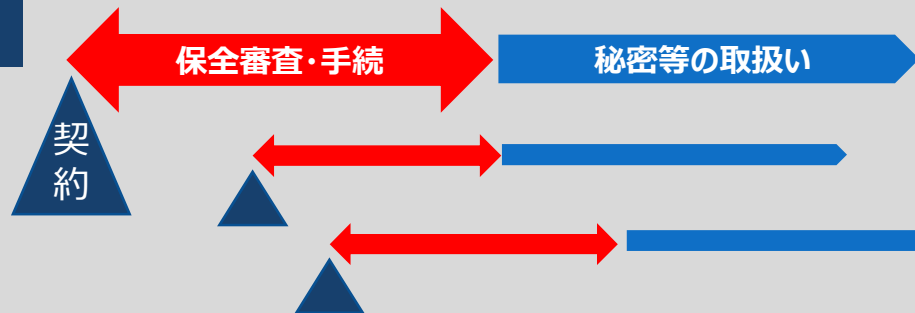
ポイント

- ・調達契約ごと・秘密区分ごとの特約を一つの秘密保護契約にまとめます。
- ・秘密を取り扱う組織単位で移行します。
- ・令和9年度末に、既存の枠組みは廃止されます。
- ・令和9年6月までに移行する場合は、一部の手續が免除されます。



防衛事業適合事業者制度のポイント

これまで



これまで、契約毎、秘密の区分毎の保全審査が必要でしたが、事業者の秘密保全体制をあらかじめ認証し、一つの秘密保護契約の下で、個別の契約の履行が可能となるよう制度を新たに創設しました。



これから

認証

有効期間 5年（繰り返し延長可能）

✓ 具体的な契約に関わらず、**秘密保全体制の確認を希望する事業者を審査**

防衛事業適合事業者

契約期間 5年（繰り返し延長可能）

✓ **防衛事業に参画する具体的な意思のある事業者を審査**
✓ **現地調査を経て秘密等保全契約を締結**

認証事業者

防衛事業適合事業者
(防衛事業適合事業者契約)

書類審査

審査

現地調査

(保全状況の確認、変更、延長)

認証

保全契約

防衛事業適合事業者契約

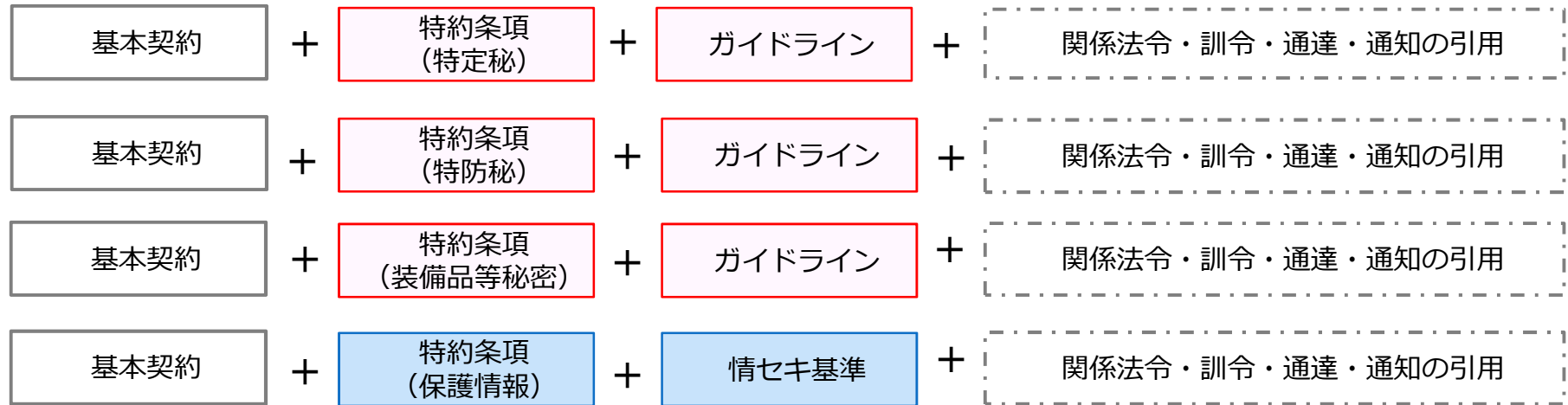
秘密等を取り扱う契約の履行

契約

従来の契約書と適合事業者契約書の比較（イメージ）

従来

契約担当官等



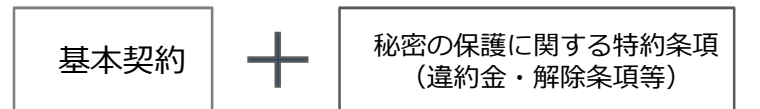
防衛事業適合事業者制度

秘密

装備安全管理課長

防衛事業適合事業者契約条項

契約担当官等



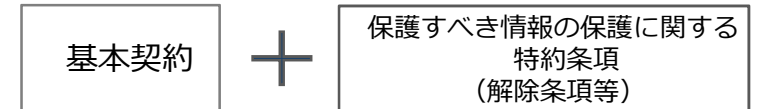
保護すべき情報

装備安全管理課長

防衛事業適合事業者契約条項

情セキ基準

契約担当官等



申込みの要件

認 証

- (1) 秘密の特約を付した契約を防衛装備庁と締結し、保全施設において、現に秘密を取り扱っている事業者又は秘密を取り扱う契約の履行後3年以内の事業者
- (2) (秘密保全施設を有していることを前提として、) 防衛装備庁との契約が過去5年以内に3件以上ある事業者

防衛事業適合事業者契約

- (1) 認証事業者
- (2) 秘密又は保護すべき情報を取り扱う事業への参画の意思を有する事業者であって、以下に該当する者
 - ア 秘密保全施設を保有している事業者
(秘密保全基準を満たす秘密保全体制を現在も維持している場合)
 - イ 秘密保全施設や秘密取扱情報システムを有していない事業者
(保全組織、秘密保全規則及び教育の体制に係る基準を満たしている場合)
 - ウ 防衛省による直近の情報セキュリティ実地監査結果が良好であった事業者
(指摘事項がある場合は、是正又は改善が必要)

認証申請について（秘密のみ）

認証申請の流れ（秘密のみ）

事業者

認証申請

現地調査

秘密保全基準を満たしている場合

認証通知書

認証証明書

認証盾

認証マーク



地方防衛局調達部長等

装備保全管理課長

認証申請書類（秘密のみ）

①秘密保全体制 認証申請書

②関係書類

（保全組織）

- 保全体制及び社内位置付
- 役職及び役割を明記した書類
- 会社全体及び防衛部門の組織図
- 役員等名簿
- 総括者（基準1～3から選択）
- 点検票（保全組織）の回答内容を証明する書類

（秘密保全規則）

- 保全規則案
- 保全規則で求めている懲戒手続等が規定された社内規則

（教育の体制）

- 教育実施計画
- 教育テキスト
- 直近の保全教育の実施状況

（秘密保全施設）

- 構造図（設計図）、カタログ等
- 建築（改修）中の写真

③保全基準兼点検票

- 付紙様式第1-1（保全組織）
- 付紙様式第1-2（秘密保全規則）
- 付紙様式第1-3（教育の体制）
- 付紙様式第1-4（秘密保全施設）

既に秘密情報を取り扱うことのできる事業者の方は、**施行日から2年を経過する日（令和9年6月30日）まで**の申請であれば、提出書類が簡素になります。詳細は次頁を御確認ください。

秘密取扱情報システムに関する資料は、認証申請の際には不要です。防衛事業適合事業者契約の申込みの際にご提出ください。



認証申請書類（既に秘密を取り扱っている事業者の場合）

①秘密保全体制 認証申請書

②関係書類

（保全組織）

- 会社全体及び防衛部門の組織図
- 役員等名簿
- 総括者（基準1～3から選択）
- 点検票（保全組織）の回答内容を証明する書類

過去の確認通知（保全組織、秘密保全規則、教育の体制、秘密保全施設）の写し

③保全基準兼点検票

- 付紙様式第1-1（保全組織）

認証申請時の現地調査は、省略となります。



認証後の継続的確認（秘密のみ）

事業者

自己点検・申告（1年以内ごと）

自己点検
申告書

保全基準
兼点検票
（保全組
織）

保全基準
兼点検票
（秘密保
全規則）

保全基準
兼点検票
（教育の体
制）

保全基準
兼点検票
（秘密保
全施設）

地方防衛局調達部長等

装備保全管理課長

保全検査

経過措置を利用して認証を受けた事業者の方は、保全基準兼点検票の各項目のうち、本制度から新たに付加された基準については、令和9年4月1日以降に適用されます。



防衛事業適合事業者契約について（秘密）

防衛事業適合事業者契約の申込みの流れ（秘密）



契約申込み書類（秘密）

②関係書類

（保全組織）

- 保全体制及び社内位置付
- 役職及び役割を明記した書類
- 会社全体及び防衛部門の組織図
- 役員等名簿
- 総括者（基準1～3から選択）
- 点検票（保全組織）の回答内容を証明する書類

（秘密保全規則）

- 保全規則案
- 保全規則で求めている懲戒手続等が規定された社内規則

（教育の体制）

- 教育実施計画
- 教育テキスト
- 直近の保全教育の実施状況

（秘密保全施設）※

- 構造図（設計図）、カタログ等
- 建築（改修）中の写真

（秘密取扱情報システム）※

- 秘密取扱情報システム体制
- 秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画

③保全基準兼点検票

- 付紙様式第1-1（保全組織）
- 付紙様式第1-2（秘密保全規則）
- 付紙様式第1-3（教育の体制）
- 付紙様式第1-4（秘密保全施設）※
- 付紙様式第1-5（秘密取扱情報システム体制）※

①防衛事業 適合事業者契約 申込書

既に秘密情報を取り扱うことのできる事業者の方は、施行日から2年を経過する日（令和9年6月30日）までの申込みであれば、提出書類が簡素になります。

その他、認証事業者が、防衛事業適合事業者契約の申込みをする場合も提出書類が簡素になる場合があります。詳細は次頁を御確認ください。

※有している事業者のみ。



契約申込み書類（既に秘密を取り扱っている事業者の場合）

①防衛事業 適合事業者契約 申込書

②関係書類

（保全組織）

- ★ 会社全体及び防衛部門の組織図
- ★ 役員等名簿
- ★ 総括者（基準1～3から選択）
- ★ 点検票（保全組織）の回答内容を証明する書類
（認証事業者の場合は、不要）

（秘密取扱情報システム）※

- 秘密取扱情報システム体制
- 秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画

※有している事業者のみ。

③保全基準兼点検票

- ★ 付紙様式第1-1（保全組織）
- 付紙様式第1-5（秘密取扱情報システム体制）※

④契約変更承諾申請書

- 防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更について（申請）
御提出いただいた場合、履行中の契約に付帯する保全に関する特約条項を、防衛事業適合事業者契約の契約条項にまとめて変更することが可能です。

契約申込み時の現地調査は、省略となります。
また、認証申請から3か月を経過していない場合は、★マークの書類は不要となります。



契約期間中の継続的確認（秘密）

事業者

地方防衛局調達部長等

装備保全管理課長

毎月

自己点検
申告書

自己点検票
(毎月)

3ヶ月ごと

自己点検
申告書

保全基準兼
点検票
(秘密取扱
情報システ
ム)※

保全検査

1年ごと

自己点検
申告書

保全基準
兼点検票
(保全組
織)

保全基準
兼点検票
(秘密保
全規則)

保全基準
兼点検票
(教育の
体制)

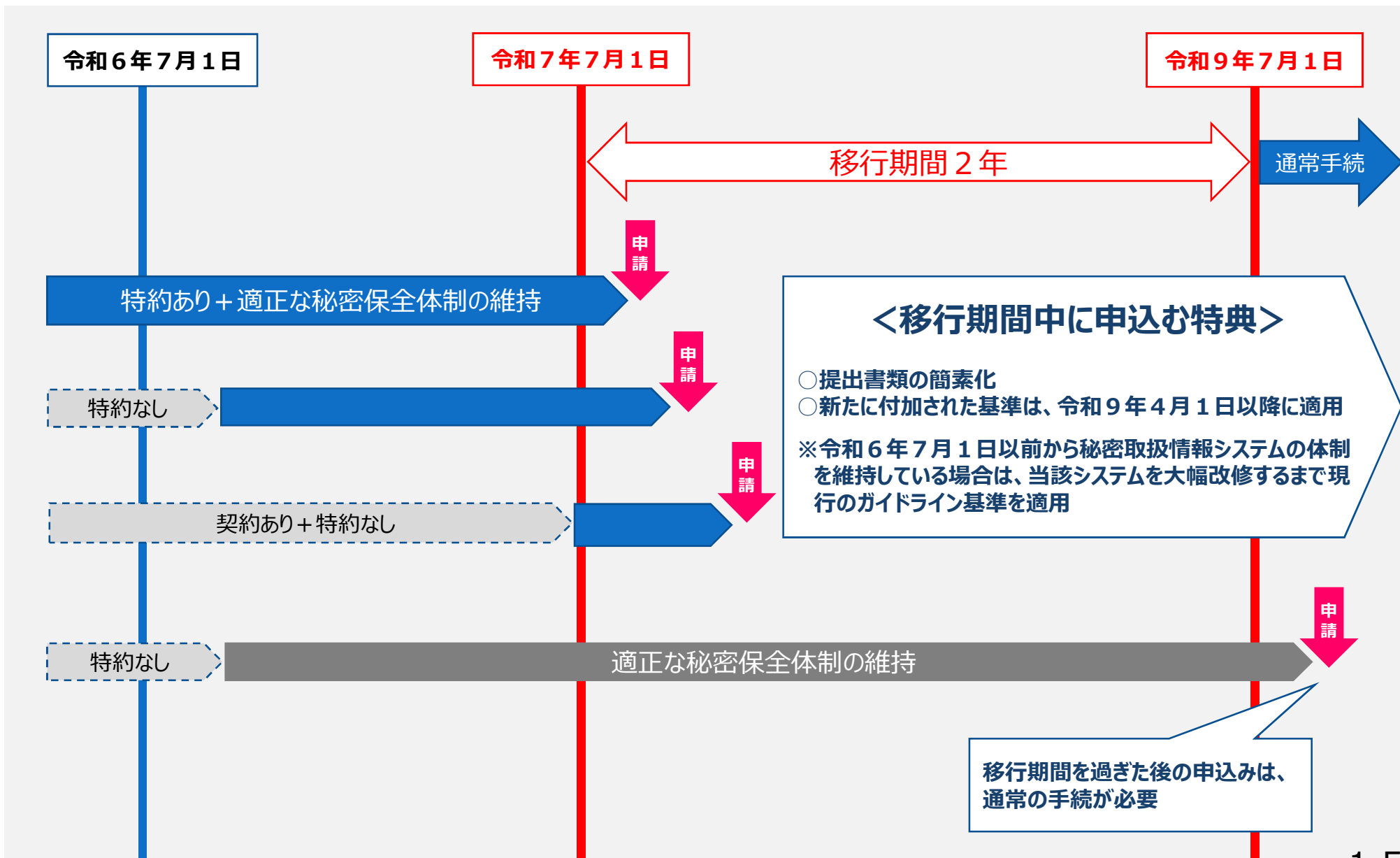
保全基準
兼点検票
(秘密保
全施設)
※

経過措置を利用して防衛事業適合事業者契約を締結した事業者の方は、**本制度から新たに付加された基準(秘密取扱情報システム以外)**については、**令和9年4月1日以降に適用されます。**
秘密取扱情報システムについては、**システムを換装又は大規模な改修をするまでの間、現行ガイドラインが適用されます。**

※保有している事業者のみ。



経過措置期間中の特例措置



防衛事業適合事業者契約について（保護すべき情報）

防衛事業適合事業者契約の流れ（保護すべき情報）

事業者

地方防衛局調達部長等

装備保全管理課長

契約申込み

防衛事業適合事業者契約申込書

情報セキュリティ基本方針

規則

実施手順

システムセキュリティ実装計画

左4つに係る防衛省からの確認通知の写し

直近の情報セキュリティ
実地監査の結果通知の写し※

※指摘事項がある場合は是正措置及び改善状況を証する書類

現地調査

情報セキュリティ基準を満たしている場合

審査結果通知書

防衛事業適合事業者契約の締結（5年間）

情報セキュリティ基準を満たしていない場合

審査結果通知書

契約申込み書類（保護すべき情報を取り扱っている事業者）

①防衛事業 適合事業者契約 申込書

②関係書類

- 情報セキュリティ基本方針等（基本方針、規則、実施手順）の写し
- システムセキュリティ実装計画書（SSP）の写し
- 基本方針等及びSSPに係る防衛省からの確認通知の写し
- 直近の情報セキュリティ実地監査の結果通知の写し※

③契約変更承諾申請書

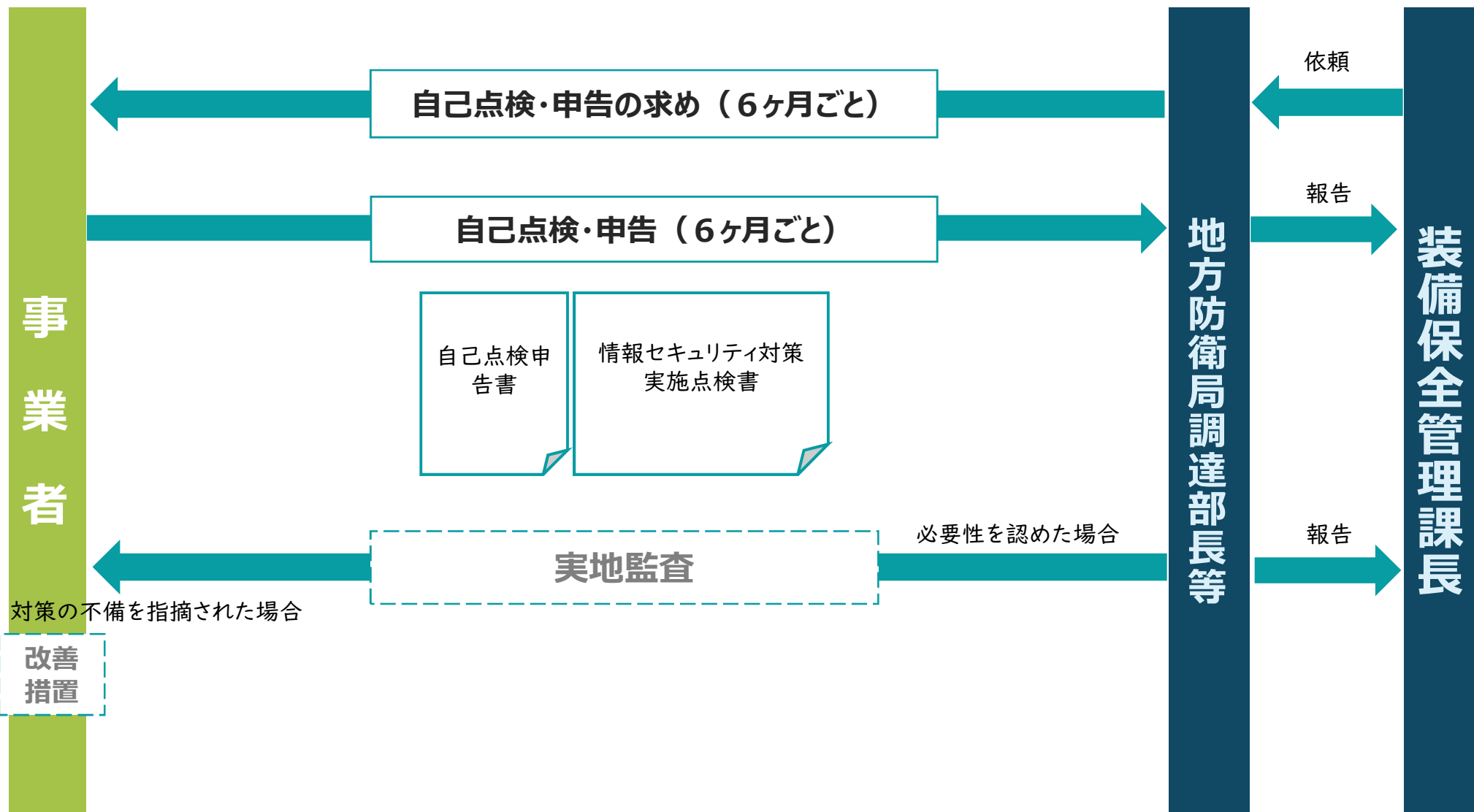
- 防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更について（申請）
御提出いただいた場合、履行中の契約に付帯する保全に関する特約条項を、防衛事業適合事業者契約の契約条項にまとめて変更することが可能です。

※指摘事項がある場合は是正措置及び改善状況を証する書類

保護すべき情報（注意情報）を取り扱う事業者の方は、
情報セキュリティ基準に適合していることを証明する
書類の提出が必要になります。



契約期間中の継続的確認（保護すべき情報）





ATLA

Acquisition, Technology &
Logistics Agency